

# 社会福祉法人 風舎

## 平成 30 年度事業計画

平成 29 年度の社会福祉法の改正に伴って、社会福祉法人の在り方が大きく変わりました。多くの民間福祉サービス事業所が参入する中、社会福祉法人はより高い公益性と非営利性を体現することが求められています。

このことから、経営組織のガバナンスの強化を図るため、評議員会が議決機関として理事会をけん制する機能を持つことになりました。また事業運営の透明性の向上のため、ホームページ等で財務状況や役員報酬を公表することが義務付けされ、また、財務規律の強化として、いわゆる内部留保を明確にし、余裕財産がある場合、社会福祉事業に再投資することが義務付けられ、地域における公益的な取組として「日常生活又は社会生活上支援を要するものに対する無料又は低額の料金の福祉サービスを提供する責務」が規定されました。いずれにしても、社会福祉法人が今以上に地域福祉に貢献することが求められています。

このように社会福祉法人に課せられている使命を念頭に、平成 30 年度は、社会福祉法人風舎が、利用者・家族・地域に不可欠な存在となりますように組織の再構築を図り、事業内容、環境整備の充実に励みます。

### 1、 基本理念

人はありのまま互いにかげがえのない、1 回限りの生きた存在として、心から大切にされなければならないことを根底的な認識としたうえで

「誰もが望む地域で、普通に生きる社会を目指す。そのために生きる力（伝える・移動・体力）を育む」を社会福祉法人風舎の基本理念とします。

### 2、 基本方針・運営方針

利用者は、社会の一員であるという認識に立って、社会（地域）と利用者の橋渡しを行うことが風舎の役割であると考えます。

この基本方針の基に、以下に掲げる 5 項目を運営方針とします。

- ① 権利擁護の具現化
- ② リスクマネジメント
- ③ 人材育成

- ④ 防災
- ⑤ 地域貢献

### 3、 事業計画内容

#### □ 各事業所

##### A 本部

- ・ 経営基盤の強化
- ・ 現在ある事業の見直しと整備の検討  
生活介護事業所「風舎・つるまち」を本部に移転。
- ・ 人材確保と養成及び職員が永年勤続できる環境の整備
- ・ 役員・評議員の研修
- ・ 規程の整備
- ・ 社会貢献事業一みやざき安心セーフティネット加入
- ・ 社会福祉法人経営協議会加入（社会就労センター協議会脱退）
- ・ 労働相談員事業継続

##### B 就労支援事業（多機能型）「風舎・とみたか」

###### ◆就労移行支援事業

- ・ 就職者の定着化
- ・ 利用者拡大（就労継続支援 B 型事業所からの卒業生の受入れ）
- ・ 企業等関連機関との連携
- ・ 就職、実習先の確保

###### ◆就労継続支援 B 型事業所

- ・ 作業の見直し・・・コロッケ及びパンの見直し及び充実  
農福連携作業の推進  
企業内職作業
- ・ 工賃向上計画を作成  
利用者の工賃向上計画を作成し、工賃向上及び諸手当、福利厚生を検討を行います。
- ・ 週に一度は、弁当づくりやレクレーション、その他の自立生活に必要なことを学

ぶ時間を確保します。

### C 生活介護事業所「風舎・つるまち」

- ・工賃発生を伴う作業を確保する。
  - ・年間を通して屋外の活動を増やす。
  - ・一泊旅行の実施
  - ・クリスマスパーティの実施
  - ・ひょっとこ踊り参加の復活
  - ・ちんどん WAY をリニューアル復活
  - ・個別支援の充実
- ※ 風舎・つるまちを本部に移転する—一年かけて移転計画検討実施を行います。

### D 共同生活援助及び短期入所

- ・どれみふぁ荘及びふぁいとハウスの移転先検討（家の老朽化）
- ・平成 30 年総合支援法一部改正での日中支援型の検討
- ・自立訓練を目的とするホーム創設の検討
- ・住居人自治会の充実と強化
- ・世話人の補充
- ・短期入所の充実
- ・防災設備の整備

### E 特定計画相談支援事業

- ・サービス利用等支援計画の作成（36 名）
- ・モニタリング作成（最低 6 か月毎）
- ・担当会議開催
- ・関係機関との連携

## 全事業所共通事項

### ア 保健衛生

- ・嘱託医師及び協力医療機関との連携のもとに支援を進めます。  
年 2 回の嘱託医師による健康診断を行います。
- ・精神科などへの定期的及び緊急時に家族の同行が出来ないときは、事業所が付き

添

います。

- ・感染予防マニュアルの作成
- ・手洗い、うがいの励行及び体力づくりの推進
- ・毎日、体温、体調チェックを継続
- ・規則正しい生活の推進

#### イ 給食

- ・給食の在り方の見直し  
宅食の導入の検討又は職員の雇用

#### ウ 避難訓練及び防災管理

- ・防災計画のもと、月1回（グループホームは年4回）の避難訓練の実施
- ・グループホームは、夜間の訓練を年1回以上行います。
- ・防災グッズの整備
- ・地震による家具や備品の倒壊を防ぐために環境整備
- ・地域の防災訓練の参加
- ・グループホームの防災設備の整備

#### エ 職員研修

- ・施設内研修  
各事業所にて研修  
初任者研修—各事業所の体験学習
- ・施設外研修  
宮崎県社会福祉協議会主催の研修  
宮崎県・日向市等主催の研修  
先進的な実践を行っている他の事業所研修  
その他の研修  
相談支援研修  
サービス管理責任者研修  
行動援護